

# 町立病院照明設備LED化事業（賃貸借） 仕様書

## 1 事業名

町立病院照明設備LED化事業（賃貸借）

## 2 事業の目的

町立病院では、高騰する電気料金の節減による経費の削減を図るとともに、本町の地球温暖化対策実行計画（区域事業編・事務事業編）に掲げる「2030年までに公共施設の照明を100パーセントLED化する」という目標を達成し、環境負荷の軽減に寄与するため、省エネルギーかつ長寿命のLED照明への更新を実施するものである。

## 3 事業実施場所

北海道上川郡美瑛町中町3丁目8番35号 美瑛町立病院

## 4 契約方式

賃貸借契約によるものとし、LED照明機器への交換工事、既存照明器具の撤去・運搬・処分に要する費用は受注者の負担とする。

## 5 事業期間

- (1) LED照明機器への交換等 契約締結日から令和8年6月30日まで
- (2) 賃貸借期間 交換工事完了検査の翌月1日から7年間（84か月）

## 6 LED光源等仕様

- (1) 使用するLED光源は、設置場所に応じて「調光タイプ」と「非調光タイプ」に対応すること。調光機能は4段階以上（100パーセントから30パーセント程度）を有する機器であることとし、専用工具等を用いることなく、利用者において簡単に調光することができること。
- (2) コスト削減等経済性に配慮し、蛍光灯用の既存安定器を撤去の上、下記のとおり対応すること。
  - ①調光タイプ光源 LED対応型安定器を設置（別置型）
  - ②非調光タイプ光源 LED対応型安定器を内蔵
  - ③蛍光灯コンパクト管 ①と同様とする
- (3) 直管タイプの照明器具本体は、安全性を確保の上、既存器具を使用しても構わない。
- (4) LED光源の定格寿命は、調光タイプ光源が50,000時間以上、非調光タイプ光源が40,000時間以上であること。
- (5) 交換設置される40W対応型LED光源は、従前の40W対応型蛍光灯具1基と同程度の照度において消費電力を70パーセント以上削減できること。
- (6) 光源に使用するLEDパーツは日本製とし、国内で組み立てられた新品未使用品であること。
- (7) 設置する別置型LED対応照明機器は、ハイブリット光触媒コートを塗布すること

により消臭・抗菌・抗ウィルス効果を発揮できる商品であること。

(8) 種類と数量は別表のとおりとする。

## 7 LED光源等付け替え施工

(1) 付け替え施工時に使用する雑材は、すべて新品未使用とする。

(2) 契約締結後、作業手順書及び実施体制図（従事者、資格記載）を含む施工計画書を提示すること。なお、施工計画書の作成にあたっては、発注者側と綿密な打ち合わせを実施し、業務に支障が出ないよう最大限の配慮をすること。

(3) 施工にあたっては作業手順書、病院職員の指示に従い適切に行うこと。

(4) 施工は建設業許可における電気工事業の許可を有する者が行うこととし、下請けも同様とする。

(5) 付け替え、設置前に現場調査、回路調査等を十分に行ってから施工すること。調査時において仕様書等との相違を発見した場合には、速やかに発注者へ報告し、協議すること。

(6) 納入・搬出経路については、施設の管理運営上の支障に十分に配慮し、当院の承諾を得ること。設置作業にあたっての安全管理については、安全確保に必要な措置を講ずること。とりわけ、利用者の安全対策には十分な配慮を行い事故のないように施工すること。

(7) LED光源施工時の不点灯や施工後の落下等不測の事態を防止するため、電線類や照明器具本体等に変形、硬化、ひび割れ、芯線露出などがある場合や端子台等の配線部品及び光源取り付け部に変色、変形、ひび割れ、がたつき、破損、ゆるみ等がある場合には、その部分の交換を行うこと。なお、交換費用は受注者が負担するものとする。

交換の基準：ひびが入っている、変色している、腐食している等客観的に判断し長期の使用に耐えられないと判断できるもの。

(8) 本件契約内容の施工に附随して発生する軽微な建築工事、修繕等があった場合は、本件契約の作業範囲として対応すること。

(9) 施工に伴い停電する必要がある場合、あるいは病院の運営上必要な機能を停止する必要がある場合は、事前に当院と日程等を調整し、事故等の防止を図ること。

(10) 施工に際しては、必要に応じて適正な養生等を行うこと。

(11) 施工に伴い他の設備、備品等を損傷又は汚損しないように十分注意の上、万が一係る事態が発生した場合は、受注者の責任において復旧すること。

(12) 施工後、必要に応じて床の清掃を行うこと。

(13) 施工時間帯は、当院の指示に従うこと。

(14) 施工前及び施工後に、点灯試験及び分電盤の回路ごとの絶縁測定を実施すること。

(15) 本仕様書に記載のない事項については、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）令和7年版／国土交通省大臣官房官庁営繕部監修」によることとする。

(16) 施工にあたり、本仕様書に明記のない事項に疑義が生じた場合は、協議の上、決定する。

(17) 施工時に発生した梱包材や取り外した既存蛍光管等は、受注者の責任において適正

に処分すること。

(18) 提出書類

- ① 工事完了届
- ② 完成図書（A4版2部及びPDFデータ）
- ③ 工事写真
- ④ 設置した製品のカタログ、取扱説明書
- ⑤ 撤去物品、施工時に発生した廃材等を適正に処分したことが確認できる書類
- ⑥ 現場代理人・技術者届（経歴書）

## 8 維持管理

- (1) 契約期間中における設置したLED光源等の維持管理は、受注者において実施すること。ただし、通常使用以外の行為に起因する破損等に係る交換についてはこの限りでない。
- (2) 通常の使用における経年劣化に伴う照度低下、不点灯等の不具合については迅速に対応することとし、その体制を確立すること。
- (3) LED光源への切り替えとの因果関係が不明瞭な不具合が発生した場合は、当該不具合の原因究明に誠心誠意協力すること。
- (4) LED光源への切り替えを原因として契約期間中に発生した対人・対物に係る損害については、受注者の責任において賠償すること。併せて、被害者や訴訟等へも誠意をもって対応し、解決すること。
- (5) 契約期間内の保守については、無償とすること。

## 9 所有権の移転

本件契約に係る全ての物品等について、契約期間満了後の所有権は美瑛町立病院に帰属することとし、所有権移転手続きに係る費用を含めて無償で譲渡すること。

## 10 支払方法

本件契約に関する賃借料は、月額払いにより当月分を翌月末日までに支払うことを原則として、受注者からの請求に基づき指定の口座へ振込みにて支払う。ただし、請求及び支払いの時期については相談に応ずる。なお、賃借料の支払いにあたり、受注者側が指定するリース会社等、受注者以外の者からの請求となることが明らかな場合、その事業者名等の詳細を契約書に明記すること。

## 11 守秘義務

受注者は、本事業の実施に関して知り得た秘密にあたる情報を他に漏らしてはならない。また、契約が終了した後においても同様とする。

## 別表

ランプ種類	使用本数等
(1) LED40W直管型 (電源外付型)	976本
(2) LED40W直管型 (電源内蔵型)	312本
(3) LED20W直管型 (電源外付型)	41本
(4) LED30W直管型	1本
(5) LED36W特殊コンパクト (電源外付型)	480本
(6) LED55W特殊コンパクト (電源外付型)	12本
(7) LED27W特殊コンパクト (電源外付型)	2本
(8) 使用中照明 10W相当	2本
(9) ベッド灯 球交換 FPL13W相当	45本
(10) キッチン灯	7本
(11) ダウンライト150Φ (昼白色)	7基
(12) ダウンライト150Φ (電球色)	165基
(13) ダウンライト250Φ	24基
(14) ダウンライト175Φ	11基
(15) W300調光タイプ 器具交換 40W2灯用相当	36基
(16) W220調光タイプ 器具交換 40W2灯用相当	2基
(17) W190調光タイプ 器具交換 40W1灯用相当	3基
(18) ウォールウォッシャー 40W1灯用相当	12基
(19) 調光機能対応型スイッチ	11基
(20) サークルベースライト450Φ	1基
(21) シーリングライト	3基
(22) ブラケットライト	16基
(23) 小型ブラケットライト	11基
(24) 縦ブラケットライト	4基
(25) 高天井用LEDダウンライト	8基
(26) 非常用階段灯40W	12本
(27) 非常用階段灯20W	2本
(28) 水銀灯玉交換	28基
(29) 別置型非常灯	4基
(30) B級BH誘導灯 (片面)	8基
(31) B級BL誘導灯 (両面1)	9基
(32) B級BL誘導灯 (片面)	10基
(33) C級誘導灯 (片面)	17基
(34) 特殊施工費	1式
(35) 高所作業費	1式